

## 2 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪被害者等の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、犯罪被害等の支援にかかわる人々の中にも、多くの無理解や誤解があるといわれています。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を理解する必要があります。

### (1) 犯罪被害者等の置かれた状況

#### ① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。そして、事件後の直接的な被害に加え、心にも大きな傷を受けます。この心の傷はすぐに回復することは困難です。

#### ② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



1 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

## (2) 困難な状況の具体例

多くの犯罪被害者等は事件後、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

### ① 心身の不調

#### [ 直 後 ]

あまりにも突然で予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうため恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意・集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）が湧く
- 自分が弱い、何も対処出来ないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある

(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りからは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているようにも見えるため、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

#### [ 中 長 期 ]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

〈精神的な不調の例〉

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない など

〈身体的な不調の例〉

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気や嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる

- お腹や身体その他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常や月経痛がある など

## 【子ども】

言葉でうまく表現ができないために、理解されづらく勘違いされる場合がありますが、おおむね下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿、指しゃぶりをする
- 表情が少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達とかかわりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談するよう勧めることも重要です。

## コラム ～犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患～

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

### ・「PTSD」

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情を感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

### ・「うつ病」

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり、苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

### ・「パニック障害」

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えが来て心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるかという不安で、外出することが困難になったりします。

## ② 生活上の問題

### ア 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、普段通り仕事をするのが困難になる場合があります。

- 仕事上で小さなミスが増えたりする、仕事の能率が低下する
- 職場の同僚関係がうまくいかなくなる
- 治療のための通院や、捜査・裁判のため欠勤が続き周囲に気兼ねする
- 職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もある

### イ 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のため転居を余儀なくされたり、あるいは自宅以外に居住場所が必要になることがあります。

- 自宅が事件現場になり再被害のおそれが高い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅が焼失する
- 事件現場であったり、捜査上の要請で自宅を使用できなくなる

### ウ 経済的な問題

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う、受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる等、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。

- 相続関係が確定しないと、銀行口座が凍結され、お金の工面に困る場合がある
- タクシー代、葬祭費、医療費などが発生する<sup>2</sup>
- 長期療養、介護等、経済的な負担が将来にわたる場合がある
- 官公署への交通費や、宿泊費、訴訟記録の複写代、弁護士費用など、予期しない出費が必要な場合がある
- 加害者に支払い能力が無い場合には、何の補償も受けることができないおそれがある

### エ 家族関係の変化

犯罪被害を受けると本人ばかりでなく、家族もショックを受け、お互いを支え合うという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のス

<sup>2</sup> これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

東北厚生局 〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21 階 電話：022-726-9260

東北厚生局山形事務所 〒990-0041 山形県山形市緑町 2-15-3 山形第二地方合同庁舎 1 階 電話 023-609-0140

また、医療機関において第三者行為による傷病のため、保険診療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」が必要です。詳細については、加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

トレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、兄弟姉妹がいる場合には、親がほかの子どもに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に兄弟姉妹への影響が出てくる可能性もあります。

### ③ 心ない言動や過剰な報道等による精神的被害

犯罪等の被害に遭い、社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心ない言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となっています。

周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害は極めて深刻です。

### ④ 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

### ⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判では、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が、捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、精神的負担が大きくなります。